

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯支援特別給付金支給事業を行う。 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 【令和5年3月31日終了】
③システムの名称	保健福祉総合システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表135の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 えにわっこ応援センター
②所属長の役職名	子ども未来部 えにわっこ応援センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市総務部情報政策室情報政策課 (代)0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター (代)0123-33-3131(内線1243)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第1 101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預金口座の登録等に関する法律 第10条	番号法第9条第1項および別表135の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号および別表第2 121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の4	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の 表160の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	IV8 人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本登録の際には、本人 からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット 照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報 による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 最も優先度が高いと考 えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 当該対策は十分か【再 掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員 のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む 二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加